IT 資産管理 by ジョーシス初期設定代行メニュー サービス利用規約

総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に IT 資産管理 by ジョーシス初期設定代行メニューサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供するための条件として、IT 資産管理 by ジョーシス初期設定代行メニューサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 申込者とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
- (2) 契約者とは、当社と第6条第2号に定める本契約を締結している者をいいます。
- (3) クロージングミーティングとは、デバイス台帳登録代行後からの進捗を振り返るミーティングをいいます。

契約

第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、「IT 資産管理 by ジョーシス利用規約」もしくは「まるごとビジネスサポートサービス利用規約」のオプションとして「IT 資産管理 by ジョーシス」の契約(以下、「ジョーシス契約」といいます。)が必要です。その上で本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込む

ものとします。

- 2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
- (5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
- (6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき
- (7) ジョーシス契約の存在を確認できないとき
- (8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- **4** 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 契約期間

本サービスの契約期間は、第6条(申込みと承諾)に定める契約の成立の日から、第9条(検査及び引き渡し)に定める検査合格書を契約者が発行した日もしくは当社が検査に合格したとみなした日(以下、「業務完了日」といいます。)までとします。

第8条 申込内容の変更

契約者は、第6条(申込みと承諾)に基づき当社に申込みした本サービスの提供等の各種希望日時、設定作業等の内容またはサービス対象機器等(以下「申込内容」といいます。)の各種変更等がある場合は、当社所定の期日(以下、「提出期日」といいます。)までに当社所定の手続きに従って、速やかに当社に通知するものとします。申込内容は提出期日をもって確定するものとし、その内容に従い当社は作業に着手するものとします。なお、提出期日から起算して3営業日以降に申込内容の変更等が発生する場合、料金表に定める追加作業料金が発生するものとします。但し、既に当社がデバイス台帳の登録を完了した後の変更等はお受けいたしかねます。

2 前項の定めにかかわらず、当社は申込内容の変更等を当社の都合により実施することができるものとします。

第9条 検査及び引き渡し

本サービスの検査及び引き渡しの手順は以下のとおりとします。

- (1)当社はクロージングミーティングの開催後、本サービスの成果物として契約者へ完了届(以下「成果物」)を提出するものとします。契約者は、成果物を受領次第、検査を行い、申込内容に適合していたときはクロージングミーティングの開催日から5営業日以内に当社に検査合格書を発行するものとします。
- (2)検査中、成果物に申込内容に適合しない部分が見つかった場合は、当社は速やかにこれを訂正し、契約者に再度検査を依頼するものとします。
- (3)クロージングミーティングの開催日から5営業日以内に、契約者が正当な理由なく検査合格書を発行しない場合は、当該5営業日目が経過時点で、本サービスは完了し、成果物は検査に合格したものとします。

第10条 履行遅延及びスケジュールの変更

当社は、第9条(検査及び引き渡し)に定める検査の合格が業務完了日より遅延するおそれのあるときは、遅滞なくその旨を契約者に通知するものとします。

- 2 次の各号のいずれかが生じた場合は、両当事者は業務完了日及びスケジュールについて誠実に協議し、必要に応じて見直しまたは修正を行う。
- (1) 第16条(不可抗力)に定める事態が発生した場合
- (2) 本契約に基づく契約者の義務の履行遅滞もしくは不履行、その他契約者の責に帰すべき事由によって本サービスの遅れが生じた場合
- (3) 第8条(申込内容の変更)に基づき本サービスの内容が変更された場合
- (4) その他両当事者が合意した場合

第11条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて 当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に 対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第12条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更 があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

- **2** 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。
- 3 第 1 項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社は

その責任を負わないものとします。

第13条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第14条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の通知方法により通知していただきます。但し、当社は解約時点までに行った本サービスの対価として、当社が合理的に算出した金額を契約者に対して請求できるものとします。

第15条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。

契約者が第6条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。

契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

- **2** 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を 解約することがあります。
- (1) 緊急またはやむを得ない場合

契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。

手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第16条 不可抗力

地震、津波、台風、落雷その他の天災地変、パンデミック、エピデミック、交通機関の障害、戦争、暴

動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的な管理を超える事由(以下「不可抗力」という)により、本契約に基づくいずれかの当事者の義務の全部または一部の不履行または遅滞が生じた場合、当該当事者は他方当事者に対して、当該不履行または遅滞についての責任を負わないものとします。

2 本契約の履行にあたり、いずれかの当事者が不可抗力により過大な損害を被る場合は、両当事者はその負担について協議の上、解決を図るものとします。

料金等

第17条 料金

本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。

2 契約者は、本サービスによる設定が完了するまでの間も、別途、ジョーシス契約に基づき発生する 料金の支払いに応じるものとします。

第18条 料金の支払義務

契約者は、本契約に基づいて当社が本サービスを提供した場合、料金の支払を要します。

2 当社は検査合格書受領後、契約者に対し前条に定める金額の支払いを請求し、契約者は、当社が請求 書を発行した日の属する月の末日までに、当社が指示する方法によりこれを支払うものとします。

第19条 延滞利息

当社は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

損害賠償等

第20条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

- **2** 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本契約に係る利用料金の合計額を 上限として、その責任を負うものとします。
- **3** 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。

雑則

第21条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

- 2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な 設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはそ の他の原因を問わず、責任も負わないものとします。
- 3 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第22条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

- **2** 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。
- **3** 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- **4** 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、 あらかじめ契約者に通知します。

第23条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第24条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社 所定の方法により届け出ること

法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する 行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

- **2** 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- **3** 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について 責任を負わないものとします。

第25条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1)契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合
- (3)技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- **2** 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社 に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第26条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。 その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもっ

第27条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品(本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。 2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

て契約者に対する通知が完了したものとみなします。

複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリング

を行わないこと、

営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第28条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html)によります。

第29条 管理者 ID の取扱い

契約者は、当社が本サービスを提供するために必要な管理者用 ID (以下、「管理者 ID」といいます。)を当社の求めに応じて払い出すものとします。なお、管理者 ID は無償とします。

- 2 契約者は、当社が管理者 ID を用いて各種作業を実施している際は、当社の指示に従うものとします。
- 3 当社は、第9条(検査及び引き渡し)に定める検査に合格した時点をもって、管理者 ID を契約者に 返却するものとし、以降は管理者 ID を一切使用しないものとします。
- **4** 当社による管理者 ID の利用に伴い契約者に損害が生じた場合、当社は責任を負わないものとします (但し、当社の責めに帰すべき場合は除くものとします)。

第30条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定 する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第20条(責任の制限)に定める範囲で責任を負うものとします。

第31条 承諾の限界

当社は、第 6 条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第32条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管 轄裁判所とします。

第33条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第34条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

附則 (令和 6 年 6 月 6 日 C A S 3 サ第 000400001299-01)

(実施期日)

本規約は、令和6年6月10日から実施します。

料金表

本サービスにかかる利用料金の額は、別段の定めがない限り、次表に掲げる料金種別ごとの算定方法に基づき、算出されるものとします。

| 料金種別 | メニュー内容 | 提供条件・注意事項 | 数量 | 料金 |
|-----------|---------------------|---------------------|-----|--------------|
| 基本メニュー | キックオフミーティ | ・キックオフミーティングから導入 | | |
| | ング | 後のゴール設定を行います。 | | |
| | | ・IT資産管理 by ジョーシスの操作 | | |
| | | レクチャーを行います。 | | |
| | | ・デバイス台帳セットアップレクチ | | |
| | | ャーを行います。 | | |
| | | ・1回開催 | | |
| | デバイス台帳登録 | ・申込内容に基づき、デバイスへの | | |
| | 代行 | 台帳登録を当社が代行して実施しま | | |
| | | す。 | | 97,500円 |
| | | ・登録可能なデバイス登録数は100 | - | (税込107,250円) |
| | | 件までとなります。 | | |
| | | ・デバイス台帳登録に必要となる | | |
| | | デバイス情報等は、契約者よりキ | | |
| | | ックオフミーティング後に提供い | | |
| | | ただきます。 | | |
| | | ・1回開催 | | |
| | クロージングミーテ ィング | デバイス台帳登録代行後からの進 | | |
| | 1 2 7 | 捗を振り返るミーティングです。 | | |
| | | ・1回開催 | | |
| オプションメニュー | デバイス台帳登録代 行オプション | デバイス登録数を100件ごとに追 | 1/式 | |
| | 1107717 | 加できます。 | | 2,600円 |
| | | ・100件までは基本メニューに含 | | (税込2,860円) |
| | | まれます。 | | |
| _ | 追加作業料金 | ・申込内容を提出期日以降に変更 | _ | 28,080円 |
| | | する場合、発生します。 | | (税込30,888円) |

※基本メニュー、オプションメニューいずれも Microsoft が提供する teams での対応を想定しております。